

第４回函館市公害防止条例改正検討委員会会議録	
開催日時	平成２９年１０月２日（月）　１５時３０分～１６時４５分
開催場所	函館市環境部４階大会議室
議　　事	１　第３回函館市公害防止条例改正検討委員会会議録について ２　検討結果報告書（案）について
出席委員	笠井亮秀委員 桜井泰憲委員 佐藤幸世委員 佐藤哲身委員 永盛恒男委員 （計５名）
欠席委員	（計０名）
事務局出席者の職・氏名	環境対策課長　　栗谷正尚 環境対策課主査　橋野誠司 環境対策課主査　柳町琢也 環境対策課主査　奥野秀光 環境対策課主事　西川太一 （計５名）

橋野主査	定刻となりましたので、ただ今から、第４回函館市公害防止条例改正検討委員会を開催します。 本日の会議は、委員全員の出席をいただいておりますので、函館市公害防止条例改正検討委員会設置要綱第６条第３項の規定により、成立していることを報告します。 それでは、議事に入りますが、規定により、会議の議長は委員長が務めることになっておりますので、桜井委員長、よろしくお願いします。
桜井委員長	本日はお忙しい中、ご参集いただき感謝申し上げます。 早速、議事に入らせていただきます。 議事の(1)「前回の委員会の会議録について」ですが、事務局が作成し、事前に各委員に修正等の確認をいただいているものであります。 皆さまにお諮りいたしますが、資料１のとおり第３回委員会の会議録とさせていただくことでよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
桜井委員長	それでは、資料１のとおり前回の会議録を承認することとし、市のホームページで公開することとします。
桜井委員長	次に、議事の(2)「検討結果報告書（案）について」に入ります。 これまで３回にわたり皆さまに鋭意検討していただきましたものを検討結果として取りまとめ、事務局が報告書（案）の形に作成したものとします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
栗谷課長	報告書（案）の構成ですが、まず、「はじめに」があり、その次に、これまで議論していただいた７項目について「Ⅰ～Ⅶ」として載せております。 その次に、資料として、本委員会に係るものが資料１から資料３まで載せております。 また附属資料として、これまでの委員会で説明した中で重要な資料を、附属資料１から附属資料１１まで載せております。附属資料１２および附属資料１３は、現行の市条例およびその規則を載せております。 それでは、資料の内容について項目毎に説明いたします。 【資料２「はじめに」の項目について説明】
桜井委員長	ありがとうございました。 それでは、委員から、質問や意見を伺いたいと思います。
各委員	(特になし)
桜井委員長	特に意見等ないようですので、次の説明をお願いします。

栗谷課長	【資料２〔Ⅰ 公害防止条例の見直しにあたっての基本的な視点〕の項目について説明】
桜井委員長	ありがとうございました。 それでは、委員から、質問や意見を伺いたいと思います。
永盛委員	２ページの１０行目から１３行目にかけての段落ですが、文章のつながりが不明瞭に思います。１２行目の「規制対象が拡大するなど」の文がどこにかかるのか分からない。この文はいらないのではないのでしょうか。
栗谷課長	委員ご指摘の文がどこにかかるのか分かりづらいので、この文は削除します。
桜井委員長	他に質問や意見を伺いたいと思います。
各委員	(特になし)
桜井委員長	他に意見等ないようですので、次の説明をお願いします。
栗谷課長	【資料２〔Ⅱ 特定施設に関する規制〕の項目について説明】
桜井委員長	ありがとうございました。 それでは、委員から、質問や意見を伺いたいと思います。
永盛委員	４ページの１０行目から１４行目にかけての段落ですが、「一方で」という言葉はこの場所で使わないと思います。「一方で」と「他方で」という言葉は通常セットになっていますので、始めに「一方で」を使い、後ろに「他方で」を使うべきです。
桜井委員長	ここの文章は長過ぎると思いますので、「一方で」の前で一度文章を区切り、「一方で」を「加えて」に変えてみてはいかがでしょうか。
永盛委員	その様な形でも宜しいかと思います。文の関係を明確にした方が良いでしょう。
笠井委員	１１行目に「これに加え」という文がありますので、「加え」が重なります。
桜井委員長	「成果を上げてきた」で区切り、「これに加え」を「また」にしてはいかがでしょうか。
永盛委員	文章はできるだけ短く区切った方が良いでしょうね。
栗谷課長	そのように修正いたします。
桜井委員長	他に質問や意見を伺いたいと思います。
笠井委員	「し尿浄化そう」の「そう」と「浄化槽法」の「槽」の違いは、それぞれ制定当時における常用漢字を使用しているためということは分かりました。 今回の見直しで「し尿浄化そう」は特定施設ではなくなるので、この表現は規定から無くなるのですね。
栗谷課長	そのようになります。

笠井委員	分かりました。
桜井委員長	他に質問や意見を伺いたいと思います。
各委員	(特になし)
桜井委員長	他に意見等ないので、次の説明をお願いします。
栗谷課長	【資料２〔Ⅲ 拡声放送に関する規制〕の項目について説明】
桜井委員長	ありがとうございました。 それでは、委員から、質問や意見を伺いたいと思います。
栗谷課長	早朝のイカ売りについて適用除外とするという報道が数社からされましたが、その内容について市民から問い合わせがありました。問い合わせに対し、委員会で検討していただいている内容について説明し、また、苦情があればこれまでと同様に対応することを説明し理解していただきました。心配に思われている市民がいるということを改めて感じました。市民からも理解が得られるようなルール作りを事業者とも協議し進めてまいりたいと思います。
笠井委員	問い合わせは何件ですか？
栗谷課長	２件です。
佐藤(哲)委員	うるさいと思っている方は不安になったのだと思います。 規制から外れるからといって、何をしても良いという雰囲気になっても良くないですね。丹念に対応し解決していくことが重要になってきます。
桜井委員長	事業者と協議してルールを作ることですが、現段階で案はありますか。
栗谷課長	環境省が、拡声機を使用する人の騒音防止に関する知識を高め、拡声機の適正な使用方法を普及していくことを目的に、拡声機を使用する人にとって役立つよう具体的、実地的な手引きとして取りまとめた「拡声機騒音防止の手引」がありますので、これを参考に、事業者から販売実態を聞き取りし実行可能なルールを作成していきたいと考えています。
桜井委員長	他に質問や意見を伺いたいと思います。
各委員	(特になし)
桜井委員長	他に意見等ないので、次の説明をお願いします。
栗谷課長	【資料２〔Ⅳ 前文、総則、公害の防止に関する施策、規制基準の定めのない公害に関する規制〕および〔Ⅴ 雑則、罰則〕の項目について説明】
桜井委員長	ありがとうございました。 それでは、委員から、質問や意見を伺いたいと思います。
各委員	(特になし)
桜井委員長	特に意見等ないので、次の説明をお願いします。

栗谷課長	【資料２〔Ⅵ 新たな課題に対する取り組み〕の項目について説明】
桜井委員長	ありがとうございました。 それでは、委員から、質問や意見を伺いたいと思います。
佐藤(幸)委員	内容は良くまとまっていると思います。 PM2.5に関しては、市内発生原因を特定し対応を検討するためには、基礎情報を集めることが重要ですので、組成分析の早期実施をお願いします。また、アスベストは、一般大気環境中の状況や、解体現場からの飛散の有無などを調査し、その結果に基づいて必要な対応を検討してもらいたいと思います。
桜井委員長	他に質問や意見を伺いたいと思います。
笠井委員	PM2.5が高くなる時は、国外からの越境ということですが、そのような場合、他の自治体のデータを即時に見られる状態になっていますか。
栗谷課長	市が測定しているPM2.5を含めた大気汚染物質の測定結果は、北海道の大気環境のホームページで１時間ごとの速報値として見ることができます。このホームページでは、道内他都市の測定結果の速報値も合わせて見るすることができます。 また、国立環境研究所では「そらまめ君（環境省大気汚染物質広域監視システム）」というホームページを開設しており、全国の測定結果の速報値を見ることもできます。
笠井委員	函館の測定値が上がって、どうしたのかと思ったときには、他の自治体のデータをすぐ参照できる形になっているということですね。
栗谷課長	そのとおりです。
桜井委員	測定地点は、市の環境部で決めているのですか。
栗谷課長	測定地点は環境部で決めております。また、測定局の数は、環境省から人口等に応じた測定局の設置数基準が示されておりますので、その基準に従った設置数となっております。
桜井委員長	他に質問や意見を伺いたいと思います。
各委員	(特になし)
桜井委員長	他に意見等ないようですので、次の説明をお願いします。
栗谷課長	【資料２〔Ⅶ 附帯意見〕および〔おわりに〕の項目について説明】
桜井委員長	ありがとうございました。 それでは、委員から、質問や意見を伺いたいと思います。
桜井委員長	１３ページ１５行目に「生活環境の保全」・「自然環境の保全」・「地球環境の保全」とありますが、具体的に理解できる方はあまりいないのではないかと思います。補足説明を書くこ

	とはできないですか。
栗谷課長	「生活環境」は環境基本法の中で「人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。」と定義されております。補足説明の必要性については皆様からご意見をいただきたいと思います。
桜井委員長	読んだ人が分かりづらい表現の場合には、用語の解説を載せた方が親切だと思います。
佐藤(哲)委員	これはホームページに載るのですか。
栗谷課長	掲載することとなります。
佐藤(哲)委員	そうであれば、読んだ人が分かりやすい形にした方が良いと思います。
永盛委員	生活環境という言葉が広くて捉えにくいですね。できるだけ分かりやすくするというのが、このような書類を作るときに必要と思います。
桜井委員長	あまり広げすぎると、言葉の意味が曖昧になって目指す方向が見えなくなってしまう。
栗谷課長	ご意見を踏まえ、用語解説について記載することといたします。また、地球環境は削除し、市内の生活環境、自然環境に限定するという形にしたいと思います。
佐藤(幸)委員	地球環境問題としては、現在、気候変動の影響に対する緩和や適応について、都道府県や市町村で計画の策定が進められており、函館市でも取り組まれていると思います。地球環境の説明は違うステージになると思います。
桜井委員長	野生鳥獣の保護問題などの実質的な対応は市では行っていないのでは。
栗谷課長	自然環境全般については都道府県業務となっておりますが、一部は市の農林水産部で行っています。
桜井委員長	現実として、いろいろな市町村で鹿などの問題が農林水産部のような部署で対応できないとなると、保全という観点から鳥獣対策室などを組織し対応している市町村もあります。
永盛委員	本筋から離れますが、ヒグマの問題に関するルールは函館市にありますか。
栗谷課長	ヒグマの出没情報などは市で行っておりますが、ヒグマの保護管理業務は北海道で行っています。
桜井委員長	北海道の環境生活部でヒグマの保護管理計画を所管しています。道南では渡島・檜山の両振興局で行っています。駆除については市町村が振興局に要請することになります。
永盛委員	鳥獣は環境に含まれていますけど、市の手を離れていますから、そういう意味では言葉を広げ過ぎない方が良いでしょう。

桜井委員長	他に質問や意見を伺いたいと思います。
各委員	(特になし)
桜井委員長	全体を通して、質問や意見ありませんか。
各委員	(特になし)
栗谷課長	本日いただいた御意見をもとに、検討結果報告書(案)を修正し、再度、皆さまにメール等で確認いただき、最終的な検討結果報告書としたいと思います。
桜井委員長	これで、議事の(2)「検討結果報告書(案)について」に係わる審議を終了いたしますが、事務局で検討結果報告書(案)を修正し、再度、皆さまにメール等で確認していただきますので、よろしくお願いします。 その他、各委員から何かありませんか。
各委員	(特になし)
桜井委員長	事務局から何かありませんか。
栗谷課長	本日まで長期にわたり御議論いただき、誠にありがとうございました。修正はありますが、検討結果報告書がまとまる見込みとなりました。 完成した検討結果報告書については、市へ提出していただくこととなりますが、これについては、桜井委員長に一任していただきたいと思います。市へ提出する日程については後日調整し、決まり次第、委員の皆さまにお知らせいたします。 条例改正に係る今後の日程ですが、11月の函館市環境審議会において、公害防止条例の規定に基づき、規制基準の見直しについて意見を聴取することとなります。その後、11月末からパブリックコメントを実施し、来年2月の市議会定例会に改正条例案を提出し、4月からの施行を目指してまいります。 委員の皆さまは、本委員会設置要綱の規定により、検討結果報告書が市に提出された日をもって委員の任期が終了となりますが、その後も、随時情報提供させていただきますので、よろしくお願いいたします。
桜井委員長	皆さまのお陰をもちまして、無事に委員会を終了できたことに感謝申し上げます。また、来年4月の改正条例施行を目指しているとのことですので、本委員会での検討結果を尊重し、成案化されることを期待しております。 以上をもちまして、第4回函館市公害防止条例検討委員会を終了いたします。 ありがとうございました。